

第一〇一回

参第一四号

訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律（案）

訪問販売等に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

訪問取引等に関する法律

目次中「訪問販売及び通信販売」を「訪問取引及び通信取引」に改める。

第一条中「訪問販売及び通信販売に係る取引並びに」を「訪問取引、通信取引及び」に改め、「流通」の下に「及び役務の提供を目的とする取引」を加える。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 訪問取引及び通信取引

第二条第一項中「訪問販売」を「訪問取引」に、「販売業者」を「取引業者（商品の販売又は役務（役務の提供を受ける権利（以下「受役権」という。）を含む。第七条第一項第四号及び第五号を除き、以下同じ。）の提供（受役権にあつては、その譲渡とする。同項第四号及び第五号を除き、以下同じ。）を目的とする取引を業とする者をいう。以下同じ。））」に、「、売買契約」を「、売買契約等（商品の販売に係る契約又は役務の提供を目的とする取引に係る契約をいう。以下同じ。））」に、「又は売買契約」を「又は売買契約等」に改め、「指定商品」の下に「又は指定役務」を加え、「販売」を「取引」に改め、同条第二項中「通信販売」を「通信取引」に、「販売業者」を「取引業者」に、「売買契約」を「売買契約等」に改め、「指定商品」の下に「又は指定役務」を加え、「販売」を「取引」に改め、同条に次の一項を加える。

4 この章において「指定役務」とは、主として日常生活の用に供される役務のうち、定型的な条件で取引をするのに適する役務で政令で定めるものをいう。

第三条（見出しを含む。）中「訪問販売」を「訪問取引」に、「販売業者」を「取引業者」に改め、「商品」の下に「又は役務」を加える。

第四条の前の見出し中「訪問販売」を「訪問取引」に改め、同条中「販売業者」を「取引業者」に改め、「指定商品」の下に「又は指定役務」を加え、「売買契約」を「売買契約等」に、「購入者」を「購入者等（商品の購入をする者又は役務の提供を受ける者をいう。以下同じ。））」に、「かつその代金」を「又は当該役務の提供を終了し、かつ、その代金等（商品の代金又は役務の対価をいう。以下同じ。））」に改め、同条第一号中「販売価格」を「取引価格」に改め、同条第二号中「代金」を「代金等」に改め、同条第三号中「引渡時期」の下に「又は役務の提供の時期」を加え、同条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 当該商品の販売に他の物品の引渡し若しくは役務の提供が付随しているとき又は当該役務の提供に物品の引渡し若しくは他の役務の提供が付随しているときは、これに関する事項

第五条第一項を次のように改める。

取引業者は、訪問取引に係る売買契約等を締結した際当該商品を引き渡し又は当該役務の提供を終了し、かつ、その代金等の全部を受領した場合は、直ちに、通商産業省令で定めるところにより、次の事項についてその売買契約等の内容を明らかにする書面を購入者等に交付しなければならない。ただし、購入者等の住居においてその売買契約等を締結した場合を除き、当該商品又は当該役務の取引価格が政令で定める金額に満たないときは、この限りでない。

一 取引価格

二 当該商品の販売に他の物品の引渡し若しくは役務の提供が付随しているとき又は当該役務の提供に物品の引渡し若しくは他の役務の提供が付随しているときは、これに関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

第五条第二項中「販売業者」を「取引業者」に、「前項」を「前項本文」に、「購入者の住居において指定商品につき売買契約」を「訪問取引に係る売買契約等」に、「その売買契約」を「その売買契約等」に、「購入者」を「購入者等」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に、「販売業者」を「取引業者」に、「売買契約」を「売買契約等」に改め、同項を同条第三項とする。

第六条の見出し中「訪問販売」を「訪問取引」に改め、同条第一項中「販売業者」を「取引業者」に改め、「において指定商品」の下に「若しくは指定役務」を加え、「販売条件」を「取引条件」に、「購入者」を「購入者等」に改め、「である商品」の下に「又は役務」を、「定める指定商品」の下に「又は指定役務」を加え、「売買契約」を「売買契約等」に改め、「解除」の下に「（当該商品が引き渡され又は当該役務の提供が終了し、かつ、その代金等の全部が支払われた後における売買契約等の解除を含む。）」を加え、同項第一号中「第二項」を「第一項」に、「第三項」を「第二項」に改め、「告げられた日」の下に「（当該商品の引渡し又は当該役務の提供を受けた日（その引渡し又は提供が二回以上にわたるときは、最初の引渡し又は提供を受けた日。以下同じ。））がその告げられた日後であるときは、当該商品の引渡し又は当該役務の提供を受けた日）」を加え、同項に次の一号を加える。

三 申込者等がその売買契約等を締結した際（申込者等の住居においてその売買契約等を締結した場合を除く。）当該商品が引き渡され又は当該役務の提供が終了し、かつ、その代金等の全部が支払われた場合において、その取引価格が政令で定める金額に満たないとき。

第六条第三項中「売買契約」を「売買契約等」に、「販売業者」を「取引業者」に改める。

第七条の見出し中「訪問販売」を「訪問取引」に改め、同条中「販売業者」を「取引業者」に、「営業所等以外の場所において指定商品につき売買契約を締結した場合（営業所

等において申込みを受け、営業所等以外の場所において売買契約を締結した場合を除く。)又は営業所等以外の場所において指定商品につき売買契約の申込みを受け、営業所等においてその売買契約を締結した場合において、その売買契約が解除されたとき」を「訪問取引に係る売買契約等が解除された場合」に、「購入者」を「購入者等」に改め、同条第一号及び第二号中「販売価格」を「取引価格」に改め、同条第三号中「当該契約」を「当該売買契約等」に、「契約」を「売買契約」に改め、同条に次の四号を加える。

四 当該役務の提供を目的とする取引に係る契約の解除が当該役務の提供の終了後にされた場合 当該役務の取引価格に相当する額

五 当該役務の提供を目的とする取引に係る契約の解除が当該役務の提供の開始後終了前にされた場合 当該役務の取引価格に相当する額から当該売買契約等の解除によつて当該取引業者が負担することを免れる費用の額を控除した額

六 当該売買契約等の解除が当該受役権の譲渡後にされた場合 当該受役権の取引価格に相当する額(当該受役権が返還されたときは、その額から当該受役権の返還された時における価額を控除した額)

七 当該売買契約等の解除が当該役務の提供前にされた場合 売買契約等の締結及び履行のために通常要する費用の額

第七条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、取引業者が営業所等において申込みを受け、営業所等以外の場所において売買契約等を締結した場合については、適用しない。

第八条(見出しを含む。)中「通信販売」を「通信取引」に、「販売業者」を「取引業者」に、「販売条件」を「取引条件」に改め、「当該商品」の下に「又は当該役務」を加え、同条第一号中「販売価格」を「取引価格」に改め、「送料」の下に「又は役務の提供に伴い要する費用」を加え、同条第二号中「代金」を「代金等」に改め、同条第三号中「引渡時期」の下に「又は役務の提供の時期」を加え、同条第四号を次のように改める。

四 第九条の二第一項の規定に基づく売買契約等の解除に関する事項

第九条(見出しを含む。)中「通信販売」を「通信取引」に、「販売業者」を「取引業者」に改め、「指定商品」の下に「又は指定役務」を加え、「売買契約」を「売買契約等」に改め、「引渡し」の下に「又は当該役務の提供」を加え、「先だつて」を「先立つて」に、「代金」を「代金等」に改め、「より当該商品」の下に「又は当該役務」を、「送付し」の下に「又は当該役務を提供し」を加え、同条の次に次の三条を加える。

(通信取引における契約の解除)

第九条の二 通信取引における購入者等は、次に掲げる場合を除き、書面によりその取引に係る売買契約等の解除(当該商品が引き渡され又は当該役務の提供が終了し、かつ、その代金等の全部が支払われた後における売買契約等の解除を含む。)を行うことができる。この場合において、取引業者は、その売買契約等の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

一 購入者等が当該商品の引渡し又は当該役務の提供を受けた日以後において取引業者からその売買契約等の解除を行うことができる旨及びその売買契約等の解除を行う場合の方法について通商産業省令で定めるところにより告げられた場合において、その告げられた日から起算して七日を経過したとき。

二 購入者等が取引業者から、指定商品でその使用若しくは一部の消費により価額が著しく減少するおそれがある商品として政令で定めるものを使用し又はその全部若しくは一部を消費したときは売買契約等の解除を行うことができない旨を通商産業省令で定めるところにより告げられた場合において、購入者等が当該商品を使用し又はその全部若しくは一部を消費したとき。

2 前項の売買契約等の解除は、同項前段の書面を発した時に、その効力を生ずる。

3 前二項の規定に反する特約で購入者等に不利なものは、無効とする。

(通信取引における契約の解除に伴う損害賠償等の額の制限)

第九条の三 第七条第一項の規定は、通信取引に係る売買契約等の解除について準用する。

(指示、営業の停止等)

第九条の四 主務大臣は、取引業者が、訪問取引又は通信取引に関し、適正を欠く勧誘、苦情の申出に対する著しく不誠実な対応その他購入者等の利益を害する不正又は著しく不当な行為をし、かつ、当該行為を引き続きするおそれがあると認めるときは、当該取引業者に対し、購入者等の利益を保護するために必要な指示をすることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による指示を受けた者がその指示に従わないときは、その者に対し、一年以内の期間を限り、その行う訪問取引又は通信取引の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。

3 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

第十条第一項各号列記以外の部分中「販売」を「取引」に、「訪問販売」を「訪問取引」に、「通信販売」を「通信取引」に改め、同項第一号中「売買契約」を「売買契約等」に、「購入者」を「購入者等」に、「販売」を「取引」に改め、同項第二号中「輸出取引たる販売」を「輸出取引」に改め、同項第三号から第五号までの規定中「販売」を「取引」に改め、同条第二項中「訪問販売」を「訪問取引」に、「通信販売」を「通信取引」に改め、同条第三項中「訪問販売」を「訪問取引」に改め、同項第一号中「売買契約」を「売買契約等」に改め、同項第二号中「販売業者」を「取引業者」に改め、「指定商品」の下に「又は指定役務」を加え、「売買契約」を「売買契約等」に、「購入者」を「購入者等」に改める。

第十一条第一項中「物品の販売」の下に「(委託販売を含む。以下同じ。)」を加え、「再販売」を「再販売等」に改め、「販売すること」の下に「又は委託販売の委託の相手方が商品を委託を受けて販売すること」を加える。

第十三条に次の一項を加える。

2 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

第十五条第二項第二号中「販売条件」の下に「又は委託販売の委託条件」を加える。

第十九条第一項中「第二条第三項」の下に「若しくは第四項、第五条第一項ただし書」を加え、「若しくは同項第二号」を「、同項第二号若しくは第三号、第九条の二第一項第二号」に改め、同条第二項中「第十三条」を「第十三条第一項」に改める。

第二十一条第二号を削り、同条第一号中「第十三条」を「第十三条第一項」に改め、「命令」の下に「及び同条第二項の規定による公表」を加え、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

- 一 第九条の四第一項の規定による指示、同条第二項の規定による命令、同条第三項の規定による公表及び第十九条第一項の規定による割賦販売審議会への諮問に関する事項については、通商産業大臣及び当該商品の流通又は当該役務の提供を目的とする取引を所掌する大臣

第二十二条中「第十二条の規定又は第十三条の規定による命令」を「第九条の四第二項若しくは第十三条第一項の規定による命令又は第十二条の規定」に改める。

第二十三条第一号を次のように改める。

- 一 第四条、第五条第一項若しくは第二項又は第十五条第一項若しくは第二項の規定に違反して書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

第二十三条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十九条第一項及び第二十一条の改正規定並びに附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前に取引業者が受けた売買契約等の申込みについては、この法律による改正後の訪問取引等に関する法律（以下「新法」という。）第四条の規定は適用せず、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に締結された売買契約等については、新法第五条第一項及び第二項の規定は適用せず、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に取引業者が受けた売買契約等の申込み若しくはその申込みに係る売買契約等がこの法律の施行後に締結された場合におけるその売買契約等又はこの法律の施行前に締結された売買契約等については、新法第六条の規定は適用せず、なお従前の例による。

4 新法第七条第一項第四号から第七号まで、第九条の二及び第九条の三の規定は、この法律の施行前に締結された売買契約等については、適用しない。

5 新法第九条の規定は、この法律の施行前に取引業者がその代金等の全部又は一部を受領した指定役務に相当する役務に係る売買契約等の申込みについては、適用しない。

6 新法第十五条第二項及び第十六条の規定は、この法律の施行前に締結された委託販売に係る連鎖販売取引に相当する取引についての契約については、適用しない。

第三条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(割賦販売法の一部改正)

第四条 割賦販売法(昭和三十六年法律第百五十九号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「訪問販売等に関する法律」を「訪問取引等に関する法律」に、「訪問販売、」を「訪問取引、」に、「通信販売」を「通信取引」に改める。

理 由

最近における訪問販売、通信販売等に係る取引状況にかんがみ、購入者等の利益の保護の一層の徹底を図るため、訪問販売について、役務の提供を目的とする取引を新たに規制の対象に加え、売買契約等の履行後もクーリングオフができることとし、及び悪質な業者に対する営業停止、公表等の制度を設ける等の措置を講ずるとともに、通信販売についても訪問販売と同様の規制を行つて取引の適正化を図るほか、委託販売に係る連鎖販売取引についても規制する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。